

議案第 97 号

大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 3 し尿処理手数料の項中「91 円」を「115 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条
例の施行の日以後に収集、運搬及び処分を行った廃棄物について適用する。

提案理由

し尿処理手数料について、一般世帯等の便槽に係る手数料の額の改定を行
うに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1
号の規定により、議会の議決を求める。